

即時抗告申立書

2011年12月27日

仙台高等裁判所 御中

抗告人ら代理人

弁護士 神 山 美 智 子

同 安 藤 雅 樹

同 安 藤 絵 美 子

同 笠 原 一 浩

同 菅 波 香 織

同 越 前 谷 元 紀

同 柳 原 敏 夫

同 井 戸 謙 一

同 斎 藤 利 幸

同 福 田 健 治

当事者の表示

原告人の表示 別紙原告人目録記載の通り

原告人代理人の表示 別紙原告人代理人目録記載の通り

相手方の表示 別紙相手方目録記載の通り

上記当事者間の福島地方裁判所郡山支部平成23年(ヨ)第29号教育活動差止等仮処分命令申立事件について、同裁判所が平成23年12月16日に下した仮処分命令申立却下決定に対し、即時抗告の申立をする。

第1 原決定の表示

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立費用は、債権者らの負担とする。

第2 抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す。
- 2 相手方は原告人らに対し、別紙環境放射線モニタリング一覧表で測定高さが50cmまたは1mのいずれかにおいて空間線量率測定値の平均値が0.2マイクロシーベルト/時以上の地点の学校施設において債権者らに対する教育活動を実施してはならない。
- 3 相手方は原告人らに対し、別紙環境放射線モニタリング一覧表で測定高さが50cmまたは1mのいずれかにおいて空間線量率測定値の平均値が0.2マイクロシーベルト/時以上の地点以外の学校施設において債権者らに対する教育活動を実施しなければならない。
- 4 申立費用は、第一審及び抗告審を通じて、相手方の負担とする。
との裁判を求める。

第3 抗告の理由

1 原審決定

原審決定は、「放射線による影響を受けやすい児童生徒を集団で避難させることは、政策的見地からみれば、選択肢の一つとなり得るものである。しかし、債務者には、郡山市に居住する他の児童生徒が存在する限り、教育活動を実施する義務があり、教育活動の性質上、債権者らに対する教育活動のみを他の児童生徒に対する教育活動と区別して差し止めることは困難である。債権者らの申立の趣旨は、事実上、債権者らが通学する小中学校の他の児童生徒に対する教育活動をも含め当該小中学校における教育活動の実施をすべて差し止めること等を求めるものと認められるから、その被保全権利の要件は厳格に解する必要がある。」、「しかるに、債務者による除染活動が進められていることや放射線モニタリングの結果などを考慮すると、現時点において、警戒区域でも計画的避難区域でもない郡山市に居住し債権者らと同じ小中学校に通学する他の児童生徒の意向を問うことなく、一律に当該小中学校における教育活動の実施の差止めをしなければならぬほど債権者らの生命身体に対する具体的に切迫した危険性があるとは認められない。また、債権者らに対する損害を避けるためには、債権者らが求めている差止め等が唯一の手段ではなく、区域外通学等の代替手段もある。したがって、本件申立てについては、被保全権利が認められない。」と判示し（判断理由の要約（原審決定第3、2頁））、抗告人らの申立を却下した。

2 申立の趣旨及び被保全権利の要件の解釈について

しかしながら、抗告人の申立の趣旨の意味は、あくまで個別の債権者に対する教育活動の差止め等を求めたものであって、それ以上、郡山市の全ての児童生徒に対する教育活動の実施を差し止めること等を求めたものではない（それは私権の保護を目的とする民事裁判の基本原則に従ったものにほかならない）。この点、相手方が答弁書で「債権者らの主張によれば、郡山市内のすべての小中学校の教

育活動を停止」(答弁書6頁2(2))することを求める申立であると誤解をしたので、7月19日の審尋期日において、抗告人は上記申立の趣旨の意味を正確に伝え、今後二度と間違ふことのないように念のため、8月5日付け申立の趣旨訂正申立書で、申立の趣旨はあくまでも「債権者らに対する教育活動」の差止め等だけを求めるものであることを明らかにした。事実、相手方も、以後の提出書面で、この点を二度と間違ふことはなかった。

すなわち、申立の趣旨の理解をめぐっては、原審裁判所立会いのもとに実施された上記審尋期日においてその正しい意味が確認され、なおかつその意味について原審裁判所からその場でも、またそれ以降も釈明は一言もなかった。にもかかわらず、再び原審決定において、抗告人らの申立の趣旨を答弁書と同様に読み替えたのは、もはや誤解したという弁解が通る余地はなく、故意にあえてねじ曲げて解釈したものと言わざるを得ない。そしてそこから、個別の債権者に対する教育活動の差止では考えられないほど厳しい被保全権利の要件すなわち、「債権者ら各人にその生命身体に対する侵害による被害が切迫しており」と解するのが相当である」を導き出されたのである(16頁3～9行目。アンダーラインは抗告人による)。

しかし、上記解釈によったとき、いま仮に個別の債権者(抗告人)らの生命身体に対する具体的に切迫した危険性があると認められたとしても、そこからどうして「郡山市の全ての児童生徒に対する教育活動の実施の差止め」を正当化することができるのだろうか。郡山市の他の約3万人の児童生徒全員が、当然、債権者らと同様に生命身体に対する具体的に切迫した危険性があるとはどこにも疎明されていないからである。私権の保護を本来の任務とする民事の仮処分において、たまたま申立をした債権者(抗告人)がどうして「郡山市の全ての児童生徒」を代表することができるのか、上記解釈にはこれを正当化する理由が全く示されておらず、この面からも失当というほかない。

以上から、原審決定は処分権主義(民事保全法7条・民事訴訟法246条)に

明らかに違反するのみならず、個別の債権者に対する教育活動の差止における被保全権利の解釈として明らかに誤ったものであり、過去に例を見ないほど重大な違法かつ不当な決定と言わざるを得ない。

3 被保全権利の要件の適用について

いま、抗告人の申立の趣旨の意味を、正しく、個別の債権者に対する教育活動の差止め等を求めたものと理解した場合、当然のことながら、人格権に基づき、個人の生命身体という重大な保護法益が現に侵害され、又は将来侵害されようとしている危険がある場合には、差止め等が認められることになる。

そこで問題は、本件において、債権者らの生命身体が現に侵害され、又は将来侵害されようとしている危険があるか否かである。言うまでもなく「危険性」や「過失」といった抽象的な事実の有無については、これを基礎づける具体的な事実の存否こそ現実の審理（主張・立証）の主題・対象、すなわち主要事実であり、その意味で、本件審理の最も重要な主題・対象は、抗告人が最終準備書面以降3回にわたる補充書において力説し続けた「チェルノブイリ事故との比較」であった（15～20頁。甲49矢ヶ崎意見書第1章。甲72松井意見書第2章。甲73ECRR バズビー論文。甲93矢ヶ崎意見書(3)。甲97汚染マップ。甲84菅谷講演など）。なぜなら、債権者らの生命身体にどのような侵害の危険があるか否かは、「チェルノブイリ事故による低線量被ばくの危険性（健康被害の実態や避難基準）と比較検討することにより予測することができる」（債権者最終準備書面11頁第3、2）からである。

その意味で、抗告人が力説してやまない「チェルノブイリ事故との比較」に関する例えば以下の事実は、本件審理における主要事実にはほかならない。

「チェルノブイリにおいて、放射能の汚染度が郡山市と同程度の地域で発生した次の健康被害が、今後、郡山市で予想される。

通常であれば、甲状腺のがん等は10万人当たり数名しか子どもには出ないのに、

(1)、5～6年後から甲状腺疾病と甲状腺腫の双方が急増し、9年後の1995年には子ども10人に1人の割合で甲状腺疾病が現れた。

(2)、甲状腺がんは甲状腺疾病の10%強の割合で発病、9年後は1000人中13人程度となった。」(甲49矢ヶ崎意見書第1章4頁)

しかるに、原審決定は、原告人が力説してやまなかった「チェルノブイリ事故との比較」に関する主要事実について事実認定を一切しなかった。

他方で、本件審理において、原告人はもとより相手方も全く取り上げなかったいわゆる100mSv問題(100ミリシーベルト未満の放射線量を受けた場合における晩発性障害の発生確率について実証的な裏付けがないかどうかという問題)について、原審決定は、これを生命身体に対する具体的に切迫した危険性があるかどうかを判断する最も重要な事実としてつまり主要事実として、なおかつ証拠によらずに「100ミリシーベルト未満の放射線量を受けた場合における晩発性障害の発生確率について実証的な裏付けがない」と認定した(19頁下から5行目以下)。

すなわち、原審決定は、一方で、原告人が本件審理の最大の争点として力説した「チェルノブイリ事故との比較」に関する主要事実について事実認定を拒否し、他方で、両当事者とも主張もしなければ攻撃防御も一切しなかった100mSv問題に関する事実について、いきなり主要事実として事実認定を行った。このふたつがいずれも弁論主義に反することは今さら言うまでもない。

その上、原審決定は、世界で論争のテーマとなっている100mSv問題に関する主要事実について、両当事者が提出した証拠によらずに事実認定した。これが民事裁判の基本原則である証拠裁判主義(民事保全法7条・民事訴訟法179条参照)に反することも言うまでもない。

もし、原審裁判所が、弁論主義を遵守して、「チェルノブイリ事故との比較」に関する主要事実について、原告人提出の証拠(甲49矢ヶ崎意見書第1章。甲72松井意見書第2章。甲73ECRRバズビー論文。甲93矢ヶ崎意見書(3)。

甲 9 7 汚染マップ。甲 8 4 菅谷講演など)に基づき適切に事実認定を行ったならば、原告人らが置かれた状況下で、被ばくによる生命身体に対する侵害による被害は現実的であり、原告人らの生命身体という重大な保護法益が現に侵害され、将来にわたっても侵害されようとしている危険が認められることは明らかである。

原審決定は、これに関する事実認定を誤ったものであり、取消を免れ得ない。

4 結論

以上により、原告の趣旨に記載したとおりの決定を求め、本件即時抗告に及んだ次第である。

なお、詳細な理由書は、至急、追完する。

5 付言

ところで、原告人らのうち、A4・A5の現住所は、当事者目録のとおり、郡山市内ではない。A4・A5は、本件申立当時は、郡山市内に居住して郡山市立の小中学校に通っていた。そして、原裁判所が本件申立てに依って早期に認容決定をし、それを受け、相手方の自主的な決断により友人たちと一緒に集団避難できることを念願していた。しかし、原裁判所の審理は、思いのほか時間がかかり、A4・A5の各法定代理人は、これ以上、高線量下の郡山市で子供たちを生活させることはできないと考え、友人と離ればなれになることを嫌がる子供たちを説得し、上記の現住所に避難させたものである。しかし、原告人 A4・A5 にとって、現住所は、あくまで仮の住まいであり（法定代理人の父は、子どもと妻と別居し、郡山市の従来 of 住所で仕事と生活をしている）、将来、郡山市が児童生徒の一部又は全部を避難させる措置をとる場合には、住民票を郡山市に戻した上、避難する児童生徒と行動を共にする意思であるし、郡山市の線量が低下して人が生活できる環境になれば、郡山市に戻る意思である。

以上の事実によれば、抗告人 A4 ・ A5 は、郡山市内で現に居住している児童生徒と同視することができるから、抗告人 A4 ・ A5 は、他の抗告人らと同様、郡山市に対し、本件仮処分の要件となる被保全権利を有しているというべきであるし、保全の必要性も肯認されるべきである。

以 上